

## 地域建設業経営強化融資制度の延長について

本制度は、中小建設業者への資金調達の円滑化を図るため、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度です。

国が「安心実現のための緊急総合対策」の一施策として、平成20年10月に制定した「地域建設業経営強化融資制度」を本市においても平成21年7月1日より活用しておりますが、実施期間を令和8年3月末日まで延長いたしますので、お知らせいたします。

### 1 制度の概要

受注業者から事業協同組合等へ未完成工事に係る工事請負代金債権を譲渡し、これを担保に、事業協同組合（注1）や一定の民間事業者（注2）が（財）建設業振興基金から債務保証を受けている場合に、金融機関等から借り入れた資金を受注業者に転貸融資するものです。

さらに、未完成部分の施工資金について、金融機関から融資を受ける場合には、保証事業会社（注3）が債務を保証するものです。

注1：事業協同組合等とは、一般社団法人栃木県建設業協会など

注2：一定の民間事業者とは、保証事業会社の関連会社

注3：保証事業会社とは、東日本建設業保証株式会社

### 2 制度の対象

- ・ 大田原市が発注した建設工事であること。
- ・ 中小企業基本法（昭和38年7月20日法律第154号）第2条に該当する中小企業者が受注していること。
- ・ 契約書第36条第1項の前金払を受けた工事であること。
- ・ 工期が複数年度に及ぶ場合には、対象にならない場合があります。

### 4 実施期間 令和8年3月末日まで

### 5 その他

- ・ 詳しくは、大田原市経営管理部財政課（電話：0287-23-8189）又は、東日本建設業保証(株)栃木支店（電話：028-639-2388）にお問合せください。
- ・ 参考（(財)建設業振興基金）

<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/keieikyoka.html>